

大和市告示第21号

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和8年2月13日

大和市長 古谷田 力

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱を廃止する要綱
大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱（平成21年大和市告示第103号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の規定により
交付した同要綱第4条第2項に規定する受療助成券に係る不当利得の返還については、同要綱
第13条の規定は、なおその効力を有する。